

**「第4次岐阜県少子化対策基本計画（案）」に対する  
県民意見募集（パブリック・コメント）の結果**

意見募集期間：令和元年12月17日（火）から令和2年1月15日（水）まで

ご意見をいただいた人数及び件数：2人、7件

| No.                          | ご意見の内容(要旨)   | ご意見に対する県の考え方及び対応   |
|------------------------------|--|--|
| 「Ⅱ 若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり」について |  |  |
| 1                            | (若者の自立支援)(若者の定着率の向上)<br>中小企業への労働条件引き上げのための支援策について検討いただきたい。 | 本県では、少子化対策を進めるうえで、若者の不安定な就労による経済基盤の弱さが結婚の障壁となっていることなどから、本計画において「若者の自立支援」及び「若者の定着率の向上」を位置づけ、安定した雇用の確保、就業などに関わる教育・進路指導体制等の確立、将来のライフデザイン構築のための支援、産業育成、雇用創出、各産業の担い手育成、そして、ワーク・ライフ・バランスの推進等の取組みを進めることとしております。<br>なお、ご意見については、労働条件の引き上げは、賃金のみならず、長時間勤務の是正など健康な状態で働くことができる労働環境についても重要であると考え、取組みを進めているところであり、具体的には、中小企業等を対象とした「働き方改革セミナー」、経営者団体や労働者団体からなる「岐阜県働き方改革推進協議会」において、労働環境の改善に向けた働きかけをしています。<br>また、「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」に積極的に取り組む「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の拡大等を通じて、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進などに取り組んでおります。<br>いただいたご意見を踏まえながら、引き続きこうした取組みを推進してまいります。 |
| 2                            | (若者の自立支援)<br>最低賃金の引き上げについて検討いただきたい。                        | 労働者の賃金については、最低賃金法により各都道府県の労働局長が決定していることから、いただきましたご意見は岐阜県労働局にお伝えいたします。  |
| 3                            | (若者の自立支援)<br>若者の一人暮らしを応援する家賃補助について検討いただきたい。                | 本県では、少子化対策を進めるうえで、若者の不安定な就労による経済基盤の弱さが結婚の障壁となっていることなどから、本計画において「若者の自立支援」及び「若者の定着率の向上」を位置づけ、安定した雇用の確保、就業などに関わる教育・進路指導体制等の確立、将来のライフデザイン構築のための支援、産業育成、雇用創出、各産業の担い手育成、そして、ワーク・ライフ・バランスの推進等の取組みを進めることとしております。<br>なお、本県では、県営住宅の入居要件について、一人暮らしを可能とし、新婚世帯においては収入要件を緩和するなど、若者の自立に資する住宅確保支援に努めております。<br>また、大学・短大の保育士養成施設に在学し、保育士を目指す学生への家賃等にも利用できる就学資金貸付等も行っており、保育士として県内保育所等に5年以上従事いただければ、返還を免除することとしております。<br>いただいたご意見も参考にしながら、若者の自立に向けた支援施策を進めてまいります。  |
| 4                            | (若者の定着率の向上)<br>岐阜県内就職を条件に一部奨学金返済補助制度の創設について検討いただきたい。       | 本県では、少子化対策を進めるうえで、若者の不安定な就労による経済基盤の弱さが結婚の障壁となっていることなどから、本計画において「若者の自立支援」及び「若者の定着率の向上」を位置づけ、安定した雇用の確保、就業などに関わる教育・進路指導体制等の確立、将来のライフデザイン構築のための支援、産業育成、雇用創出、各産業の担い手育成、そして、ワーク・ライフ・バランスの推進等の取組みを進めることとしております。<br>なお、ご意見については、県では、県外に進学した大学生等が、Uターンして岐阜県へ戻ってくる意思がある場合、月額3万円を貸与し、卒業後、岐阜県に戻って居住・就業する場合には、その返還を免除する「清流の国大学生等奨学金」を貸与しています。<br>また、大学・短大の保育士養成施設に在学し、保育士を目指す学生に就学資金の貸付を行っております。この就学資金は、保育士として県内保育所等に5年以上従事いただければ、返還を免除することとしております。<br>これら取組みを含め、若者の県内での就職支援を引き続き進めてまいります。  |

| No.                       | ご意見の内容(要旨)   | ご意見に対する県の考え方及び対応  |
|---------------------------|--|---|
| 「Ⅲ 働きながら子育てしやすい環境づくり」について |  |   |
| 5                         | (妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備)<br>企業向けの「仕事と子育ての両立支援」強化などは記載されているが、企業向けだけでなく、公立学校の教職員の超過勤務改善についても取り組みを進めていただきたい。                          | 県教育委員会では、教員の多忙化解消に向けて、「教職員の働き方改革プラン」に基づき、様々な取り組みを行っているところです。<br>具体的には、学校行事の削減や留守番電話の設置のほか、教員に代わって部活動指導や会計業務等を行う部活動指導員や教員業務アシスタント等の外部人材の活用を進めております。<br>今後も、こうした取り組みにより、教員が心身ともに健康に働き、より質の高い教育活動を行えるよう環境づくりに取り組んでまいります。 |
| 「Ⅳ 地域で子育てを支え合う仕組みづくり」について |  |   |
| 6                         | (子どもの健やかな成長支援)<br>岐阜県(岐阜県教育委員会)において、市町村立の小中学校も含む各校のPTA活動が、法令・通達・社会通念から逸脱することのないよう、観察し、小中学校PTA活動については市町村教育委員会と情報交換し、必要に応じて適切に助言をしていただきたい。 | 県としましては、第3次教育ビジョンに示すとおり、子育てや家庭教育の充実に向けてPTA活動を支援するとともに、今後も市町村立の小中学校を所管します市町村教育委員会と連携し、子どもの健全育成のために学校と保護者が協力して学校教育の充実が図られるよう努めてまいります。   |
| 7                         | (子どもの健やかな成長支援)<br>市町村教育委員会が管轄する諸事業について、観察していただき、適宜、市町村教育委員会と連携し、県内の地区によって特に悪い方向に教育環境が大きく異なることがないよう、取り組んでいただきたい。                          | 市町村教育委員会の少子化対策諸事業については、各教育事務所が開催する地区教育長会や学校訪問等の機会を通して、安心して子供を預けられる受け皿づくりとしての幼児教育の充実や将来の自己実現につながるキャリア教育の推進などの具体的な取り組みが効果的に実施されるよう、指導援助、助言に努めてまいります。  |